

平成24年度・25年度の保険料率決まる

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されます。東京都の平成24年度・25年度の保険料は、均等割額が40,100円、所得割率は8.19%です。均等割額と所得割額の合計額が、保険料となります。

保険料額決定通知書と納入通知書を7月13日(金)に送付します。4月以降、すでに保険料が年金から天引きされている方には7月20日(金)に送付します。

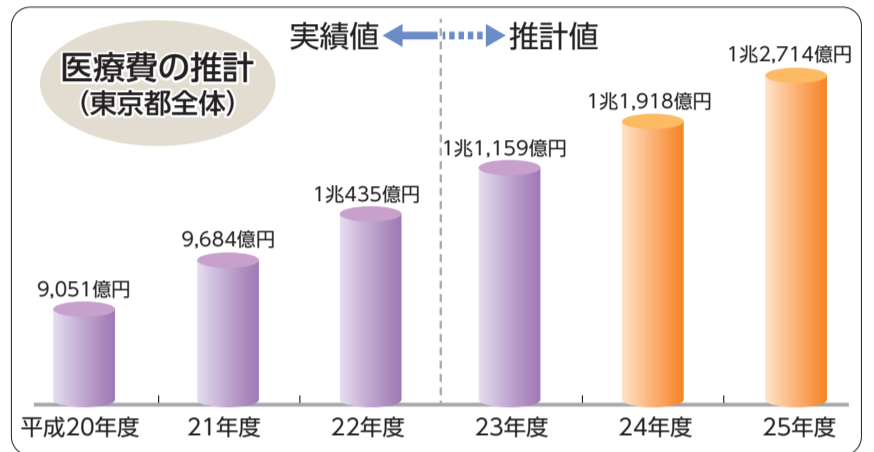


※賦課の基となる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計額から基礎控除額33万円を引いた金額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除されません)。

均等割額 被保険者1人当たり 40,100円	+	所得割額 賦課の基となる所得金額※ × 8.19%	=	年間保険料額 1人当たりの限度額 55万円
--	---	--	---	---

保険料率上昇の主な要因

保険料率は、法令に基づき2年間の財政運営期間における医療給付費(医療費から窓口負担分を除いた額)などに応じて定めることになっています。このことから、平成24年度および平成25年度に見込まれる医療給付費などを推計し、必要経費と公費などの収入の見込みから保険料必要額が計算されます。その結果、右グラフのとおり医療費の増加に伴い、必要額も増加することが見込まれたため、料率を改定せざるをえなくなりました。



保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

保険料の軽減

所得に応じて、保険料の軽減を実施しています(軽減には、確定申告などの所得の申告が必要です)

均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した金額」をもとに、均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,010円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6,015円
33万円+(24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く))以下 ※単身者は該当しません。	5割	20,050円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下	2割	32,080円

※65歳以上で、公的年金控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定。

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課の基となる所得金額」をもとに、所得割額を軽減しています。

	賦課の基となる所得金額(カッコ内は、年金収入のみの場合)	軽減割合
①	15万円以下(年金収入168万円以下)	100%
②	20万円以下(年金収入173万円以下)	75%
③	58万円以下(年金収入211万円以下)	50%

※①・②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

会社の健康保険などの被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで会社の健康保険など(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者だった場合は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減となります。

保険料の納付方法

保険料は、原則として、介護保険料と同様に年金から天引きされます(特別徴収)。ただし、年金受給額が年間18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書で納めます(普通徴収)。

特別徴収

仮徴収(平成22年中の所得で計算)			本徴収(平成23年中の所得で計算)		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	翌2月(6期)
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納めます			所得確定後は年間額から仮徴収分を差し引いた保険料を納めます		

年金天引きや納付書のほか、口座振替による納付も可能です。希望する方はご相談ください。
※75歳の誕生日を迎えた方など、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合は、当分の間、普通徴収となります。

普通徴収

7月から翌年2月まで、8期で納めます。
金融機関の窓口、または市役所、東部・西部出張所、動く市役所で納めてください。



保険料の控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税の計算時に社会保険料として控除されます。
特別徴収の場合、年金天引きされている本人に控除が適用されますが、世帯主または配偶者の口座からの振替に変更すると、口座の名義人に社会保険料控除が適用されます。

問合せ

健康福祉部保険年金課後期高齢者医療係
☎042(346)9538

制度・運営に関すること
広域連合お問合せセンター
☎0570(086)519
東京都後期高齢者医療広域連合(広域連合)
☎03(3222)4499